

【報告事項】

PFI検討会におけるPFI事業の評価基準の見直しについて

資料3
国立大学法人等施設整備に関する検討会
(第4回)
2023年2月21日(火)~2月27日(月)

令和4年度第3回PFI検討会(11月16日)了承事項

以下のとおり、「国立大学法人等施設整備に関する検討会について(平成13年8月22日文教施設部長決定)」4(3)に基づき、PFI検討会における検討の結果について、国立大学法人等施設整備に関する検討会に報告する。

PFI事業の評価基準の見直しの背景等

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)において、大学施設が重点分野として位置付けられ、目標が掲げられたことを受け、今後、国立大学法人等においては、PFI事業の検討機会が増加し、様々な事業内容でのPFI事業の適正性の検討等が行われることが見込まれる。

このことから、国立大学法人等におけるPFI事業導入に向けた検討が、より具体的かつ適切に行われるよう、PFI事業の評価基準について、その評価内容を明確化する観点から見直しを行うこととしたもの。(別添(別紙1)参照。)

なお、見直した基準については、令和6年度概算要求に向け、既に国立大学法人等において進めている導入可能性調査の参考となるよう令和4年12月に周知。(別添参照。)

■PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)
(抜粋)

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(2)重点分野と目標

ii)各重点分野における取組

⑦大学施設

令和4年3月末時点で、事業を開始している案件が1件ある。令和8年度までに5件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉

・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の可能性を検討するため、ニーズ調査を実施し積極的な検討の促進を図る。さらに、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などを通じて、国立大学法人等を支援する。(令和4年度開始)〈文部科学省〉

・国立大学法人等に対する施設整備補助の交付に際し、一定規模を超える新築・改築事業については、原則としてPFIの実施を要件化し、当初予算による割賦払いを通じて計画的整備を支援する。(令和4年度開始)〈文部科学省〉

PFI事業評価基準の見直しの考え方

検討内容を明確化する目的から、以下の観点で見直したもの。

1)評価項目の重み付けと検討内容の明確化

①多様な財源による整備の拡充 : 外部資金、民間収益施設の活用等

②質の向上 : 効果的・効率的な運営事業の導入等

2)事業内容に応じた柔軟性のある評価

事業内容や検討の熟度に応じた評価点積み上げ式に変更(100点満点中80点以上をS評価)

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 14 日

各国立大学法人施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設担当部

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課

PFI 事業評価基準の見直し等について

標記の件については、毎年度当初開催の PFI 検討会及び国立大学法人等施設整備に関する検討会を経て、各国立大学法人，大学共同利用機関法人，独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「国立大学法人等」という。）に対して、概算要求資料提出に先立ちお示ししているところです。

「国立大学法人等の施設整備に係る PFI 事業及び公共施設等運営事業の推進について」（令和 4 年 6 月 10 日付け 4 文科施第 140 号文教施設企画・防災部長通知）において通知しましたとおり、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）（令和 4 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）において、大学施設が重点分野として位置付けられ、PFI 事業及び公共施設等運営事業（以下「コンセッション事業」という。）についてより一層推進することとされました。

これを受け、施設整備費補助金を財源として実施する一定規模を超える新築・改築事業などを計画している国立大学法人等において、令和 6 年度概算要求に向け、導入可能性調査を行うこととしているものと承知しています。このことから、当該調査の参考となるよう、概算要求における PFI 事業及びコンセッション事業に係る採択基準を明確化する観点から、別紙 1 のとおり、「PFI 事業評価基準」を見直しましたのでお知らせします。

つきましては、本基準を踏まえて導入可能性調査の実施及び事業内容の検討を進めていただきますようお願いいたします。

くわえて、PFI 事業評価基準の見直しに伴い、来年度当初に策定予定の「国立大学法人等における PFI 事業の考え方（令和 6 年度概算要求に向けて）（案）」についても、別紙 2 のとおり、現時点案として策定しておりますので、送付させて

いただきます。

また、別紙3のとおり、コンセッション事業について、その導入の利点を整理しましたので、収益を伴う施設の整備等の計画に当たっては、役員を始めとする法人内関係者に対して、当該事業の有効性も含めて共有するとともに、コンセッション事業の積極的な導入を検討いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

別紙1：PFI 事業評価基準

別紙2：国立大学法人等におけるPFI 事業の考え方（案）

別紙3：PFI 法「公共施設等運営事業」の活用について

本件連絡先

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

計画課整備計画室整備計画第一係

TEL：03-5253-4111（内線 2907）

Mail：keiseibi@mext.go.jp

PFI事業の評価基準

1. 項目別の評価

(1) 概算要求における個別事業評価【40】

Sの場合【40】

S以外【0】

(2) 財政面の創意工夫等【15】

外部資金の活用や受益者負担による整備等、財源の多様化等を通じた事業費又は施設整備費補助金等の縮減に繋がる創意工夫等【○3つ以上:15, ○2つ:5, ○1つ以下:0】

- イ) 施設の複合化や複数事業の包括化（施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス内の複数事業を包括すること等による費用面の効率化）【○×】
- ロ) 維持管理運営業務の改善等（エネルギーマネジメントを含めること等による費用の縮減）【○×】
- ハ) 民間収益施設整備・運営の導入（本体事業と一体的に実施することにより相乗効果を発揮するとして、民間事業者の責任及び費用負担で実施する事業の導入及び当該事業を余剰地において利活用（定期借地権含む）することによる土地貸付料の収入等による費用の縮減）【○×】
- ニ) 施設整備に係る費用のうち多様な財源の占める割合が1/3以上（競争的研究経費や、産学連携企業からの共同研究レンタルラボ施設利用料、一般企業からの奨学寄附金を活用した施設の整備等）【○×】
- ホ) その他【○×】

(3) VFM【35】

1) 定量的評価【10】

- ① 適切な諸条件に基づき算定したVFMが3.0%以上【10】
- ② 適切な諸条件に基づき算定したVFMが1.0%以上3.0%未満【5】
- ③ VFMが上記以外【0】

※③に該当する場合は他項目の評価に関わらずC判定

2) 定性的評価【25】

- ① 民間事業者や金融機関等へのヒアリングを踏まえた事業内容等の充実(民間事業者へのインセンティブ付与を含む)【○3つ以上:5, ○2つ:2, ○1つ以下:0】
 - イ) ヒアリングや入札時における需要調査結果や現況調査結果の提示【○×】
 - ロ) ヒアリングにおける優良な評価【○×】
 - ハ) ヒアリングを踏まえた本体事業内容・条件(リスク分担除く)の設定（ヒアリングを踏まえたVE提案範囲の設定や、スケジュールの設定等）【○×】
 - ニ) 積極的な民間提案を促すための創意工夫（民間収益施設整備・運営に係る情報開示や提案条件等の緩和・柔軟な取扱い、入札時の総合評価の重み付け等）【○×】
- ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上【○3つ以上:15, ○2つ:5, ○1つ以下:0】
 - イ) サービスの多様化や高度化等（施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス内の複数事業を包括すること等によるサービスの質の向上）【○×】
 - ロ) 維持管理運営業務の改善等（本体事業の対象以外の施設の維持管理運営業務を事業に含めること等によるサービスの質の向上）【○×】
 - ハ) 民間収益施設運営の導入（本体事業と一体的に実施することにより相乗効果を発揮するとして、民間事業者の責任及び費用負担で実施する事業等によるサービスの質の向上）【○×】
 - ニ) その他【○×】
- ③ 事業の安定性の確保【5】
 - イ) 事業内容に適応したリスク移転の考え方とリスク分担の設定【2】
 - ロ) 事業内容に応じたモニタリング項目の設定【2（収入が発生する事業内容を含まない場合は3）】
 - ハ) 需要調査等を踏まえた継続的・安定的な収入が見込まれる事業規模・範囲・内容の設定【1】※収入が発生する事業内容を含む場合のみ評価

(4) 潜在するリスクの低減【5】

- ① 需要調査等の実施【2】
- ② 現況調査等の実施【2（改修工事を含まない場合は3）】
- ③ 設計図書等の保有【1】※改修工事を含む場合のみ評価

(5) 大学の基本構想及び事務体制【5】

- ① 基本構想等の策定【2】
- ② 学長・副学長をトップとする全学的責任体制及び事業実施体制の構築【3】

2. 総合評価

S判定 100点満点中80点以上

A判定 100点満点中70点以上

B判定 100点満点中60点以上

C判定 上記以外

国立大学法人等における P F I 事業の考え方（案） （令和 6 年度概算要求に向けて）

令和 6 年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

1. 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等は、施設整備費補助金を活用する事業について、「P P P / P F I 推進アクションプラン（令和 4 年改訂版）」（令和 4 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）や、「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）及び国立大学法人等施設整備に関する検討会において毎年度決定する「国立大学法人等施設整備の方向性」を踏まえて各国立大学法人等が策定した「P P P / P F I 手法導入優先的検討規程等」に基づき、P F I 事業として検討することとし、その際には文部科学省と協議を行うこととする。^{※1}

※ 1 : P F I 事業としての検討例については、別紙 1 を参照

2. 事業評価のプロセス

（1）導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は、上記の考え方の趣旨を踏まえて、各法人において P F I 導入可能性調査を実施する^{※2}等した上で、P F I 事業の要求を行うこととする。^{※3}

※ 2 : 別紙 2 「P F I 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

※ 3 : 手続き期間の短縮を図るため、平成 26 年 6 月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続き簡易化マニュアル」^{※4}の活用や、有識者へのヒアリングにより国立大学法人等自らによる調査も可とする。

※ 4 : 内閣府 H P 参照

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf>

（2）事業評価について

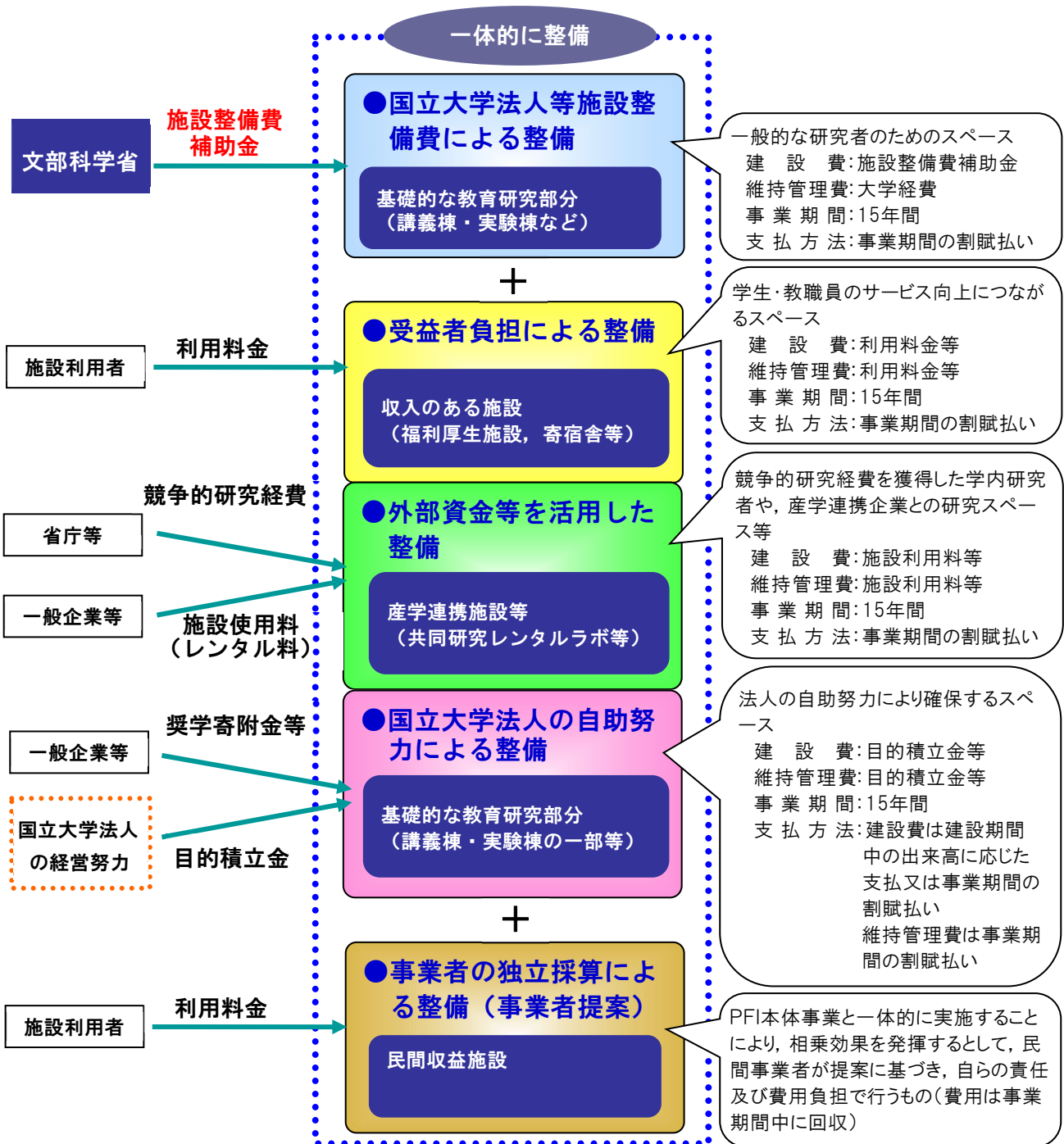
国立大学法人等施設整備費を活用した P F I 事業の評価については、第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画（令和 3 ～ 7 年）も踏まえつつ、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「P F I 事業評価基準」に基づき、有識者により実施することとする。

P F I 事業の検討例

○民間資金やノウハウ等を最大限活用した施設整備の実現のため、国立大学法人等施設整備費補助金のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源の活用や、事業内容に応じた財政面等での創意工夫を図ったPFI事業

《多様な財源を活用したPFI事業の例》

※事業スキームに関しては各事業の実情に応じて選択。



《財政面等での創意工夫を図ったP F I 事業の例》

※収入を伴わない事業の場合でも、国立大学等におけるミッションの実現やキャンパスの有効活用の視点等を踏まえつつ、事業内容に応じて財政面等で創意工夫を図ることでP F I 事業として検討することが可能。

- 以下の事業形態に限るものではないが事業例を示す。
 - ・ 施設整備費補助金以外を財源として整備する施設との複合化や、キャンパス内の複数事業を包括した事業
 - ・ 老朽化した建物の集約化とそれによる余剰地の利活用（定期借地権含む）を組み合わせた事業
 - ・ 複数施設等の一括発注によるスケールメリットを活かした整備事業
 - ・ CO₂排出削減やエネルギー削減等エネルギーマネジメントを含めること等により運用費用の縮減が見込まれる老朽改修事業やライフライン再生事業
 - ・ 上記の他、P F I 事業者等との連携により財政面等での創意工夫を図る事業

など

P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

(1) 財政面の創意工夫等【評価基準(2)】

外部資金の活用や受益者負担による整備等，財源の多様化等を通じた事業費又は施設整備費補助金等の縮減に繋がる創意工夫がなされた事業となっているか。

(2) 定量的評価【評価基準(3) 1)】

V F Mについて，一定以上の値が発現しているか。また，当該算出における諸条件は適切な根拠に基づき設定しているか。

(3) 民間事業者や金融機関等へのヒアリングを踏まえた事業内容等の充実(民間事業者へのインセンティブ付与を含む)【評価基準(3) 2) ①】

ヒアリング等に当たり，民間事業者や金融機関が意見を提示するために必要となる情報(需要・現況調査結果等)を提示の上，実施しているか。また，ヒアリングを踏まえた本体事業の内容・条件設定等，民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込めるとともに，民間事業者の競争を促すような魅力ある事業となっているか。

(4) サービス面の創意工夫等【評価基準(3) 2) ②】

サービスの多様化や高度化，維持管理運営業務の改善(事業への導入)等，サービスの質の向上に繋がる創意工夫がなされた事業となっているか。

(5) 事業の安定性【評価基準(3) 2) ③】

需要・現況調査結果やヒアリング等を踏まえ，民間事業者と大学法人で，事業内容に適応したリスク移転の考え方及びリスク分担の設定ができるか。また，民間事業者が担うリスクは，民間事業者の責任で処理できる内容となっているか。また，事業内容に応じたモニタリング項目の設定がなされているか。

(6) 潜在するリスクの低減【評価基準(4)】

事業の実施に必要な需要・現況調査等を行っているか。

(7) 大学の事務体制【評価基準(5)】

大学の基本構想等の実現のために必要な事業として位置付けられているとともに，実施に向けた十分な体制が整っているか。また，全学的な責任体制が構築されているか。

- ・ PFI法に基づく競争的対話等により、事業者の裁量範囲を拡大し事業内容を充実。
- ・ 事業者により運営権対価や収益施設整備の提案を求め、その収入を修学支援等に活用。

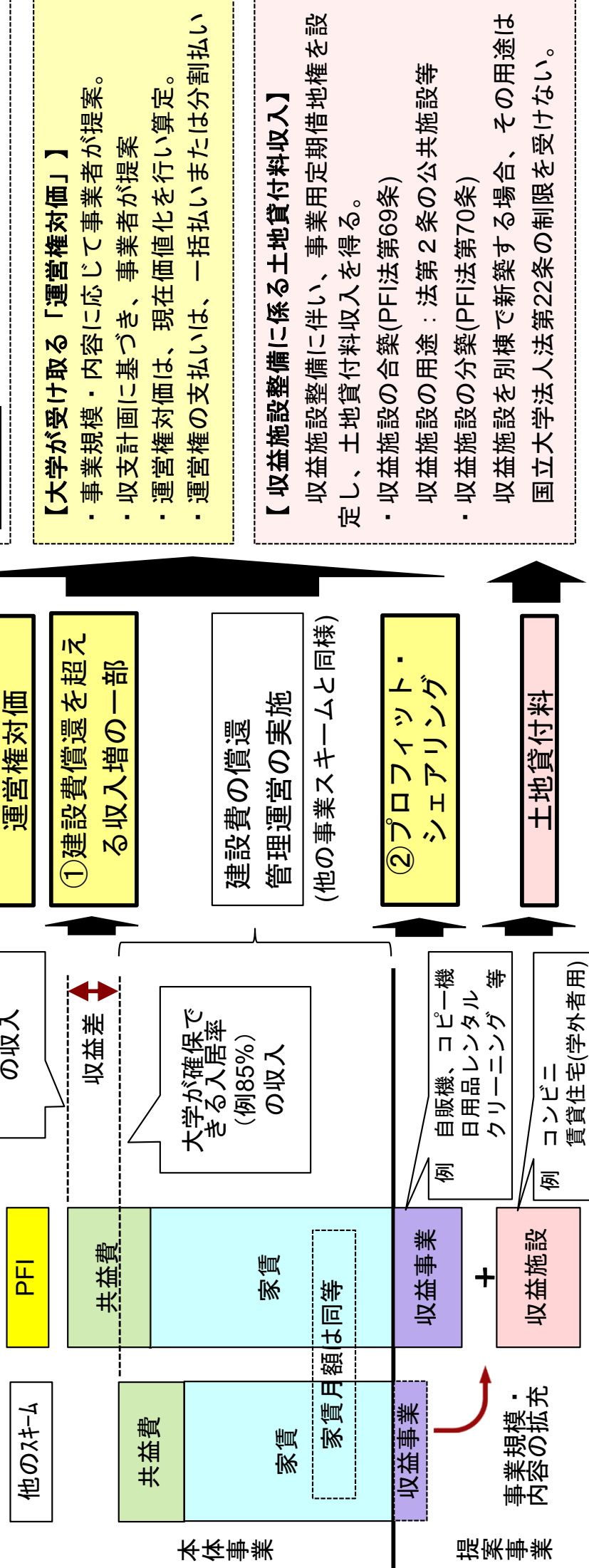
- ① 事業内容の充実を図る競争的対話
- ② 採算性の検討に必要な情報提供
- ③ 質の高い民間提案を促す契約条件の設定等

※PFI法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

事業者の裁量拡大

事業収益

【学生寮の場合】



【公共施設等運営事業】

- ・ 公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る）について、運営等（運営・維持管理・サービス提供）を行い、利用料金を自らの収入として收受するもの。

【大学が受け取る「運営権対価」】

- ・ 事業規模・内容に応じて事業者が提案。
- ・ 収支計画に基づき、事業者が提案
- ・ 運営権対価は、現在価値化を行い算定。
- ・ 運営権の支払いは、一括払いまたは分割払い

【収益施設整備に係る土地貸付料収入】

- 収益施設整備に伴い、事業用定期借地権を設定し、土地貸付料収入を得る。
- ・ 収益施設の合築(PFI法第69条)
- ・ 収益施設の用途：法第2条の公共施設等
- ・ 収益施設の分築(PFI法第70条)
- ・ 収益施設を別棟で新築する場合、その用途は国立大学法人法第22条の制限を受けない。